

本機構の活動状況について

-第3期の評価を中心に-

公益財団法人 日本高等教育評価機構
事務局長 伊藤敏弘

◆日本高等教育評価機構（JIHEE）について

公益財団法人 日本高等教育評価機構

JIHEE

Japan Institution for Higher Education Evaluation

- 設立母体＝日本私立大学協会
- 財団設立＝平成16年11月25日
- 公益財団法人設立＝平成24年4月1日
- 目的及び事業

主な事業

- 教育研究活動等の評価事業
大学機関別認証評価／短期大学機関別認証評価／
ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価
- 評価員の養成
- 評価に関する調査・研究
- 広報及び啓発活動：広報誌等の刊行／情報公開

◆ JIHEE評価校数の推移

(1) 大学機関別認証評価(平成17年7月認証)

会員大学 354大学(公立4校、私立350校)

私立大学の58%が加盟

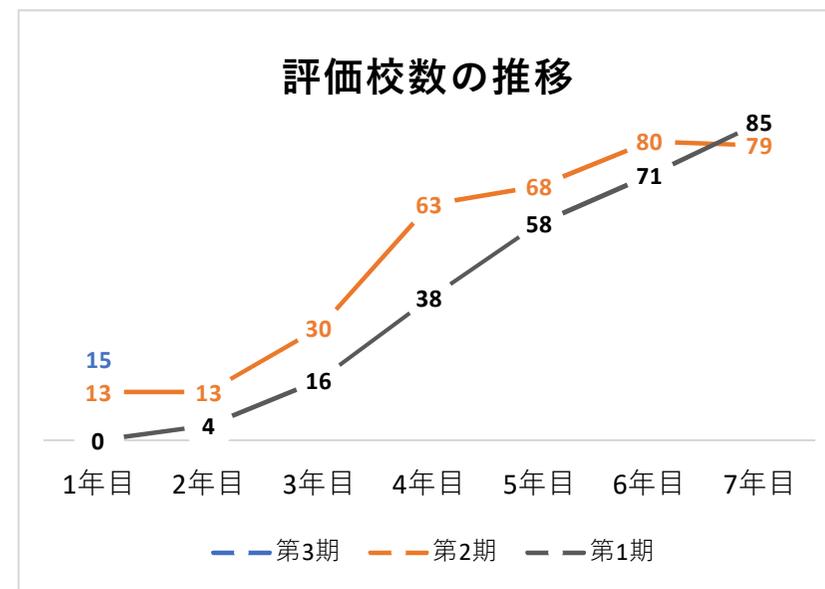
受審大学 272大学(第1期 H17-22)

346大学(第2期 H23-29)

平成29年度 大学機関別認証評価 79大学

再評価 5大学

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
受審大学	—	4	16	38	58	71	85
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
受審大学	13	13	30	63	68	80	79
年度	H30	H31					
受審大学	15	19	34	53			



※H31年度以降は意向調査結果から

◆ JIHEE評価校数の推移

(2) 短期大学機関別認証評価（平成21年9月認証）

会員大学 18短期大学
受審大学 16短期大学（第2期、平成29年度まで）

平成29年度 短期大学機関別認証評価 7短期大学

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
受審短期大学	－	－	1	3	2	3	7

(3) ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価（平成22年3月認証）

受審大学院 1大学院（平成28年度まで）

平成27年度 ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価 1研究科

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
受審大学院	1	－	－	－	－	1	－

◆ 平成29年度評価結果

評価結果の提供及び公表

- 文部科学省記者クラブへの資料提出
- 評価結果報告書作成及び配付
- 判断例の公表（平成24年度から実施）

・平成29年度 評価結果（平成30年3月27日公表）

大学	79校	適合	75校
		不適合	1校
		保留	3校

大学再評価	5校	適合	5校
-------	----	----	----

	基準 1 (使命・目的等)	基準 2 (学修と教授)	基準 3 (経営・管理と財務)	基準 4 (自己点検・評価)
優れた点	7	38	6	6
改善を要する点	2	38	55	2

◆ 平成29年度評価結果

評価結果

- 短期大学7校 適合 6校
保留 1校

	基準1 (使命・目的等)	基準2 (学修と教授)	基準3 (経営・管理と財務)	基準4 (自己点検・評価)
優れた点	—	6	—	—
改善を要する点	1	1	5	—

◆ 平成29年度評価結果

「改善を要する点」の主な内容

● 基準1について

- ・ 学部または学科の教育目的等の学則などへの明記

● 基準2について

- ・ 学科ごとの収容定員の未充足
- ・ 募集区分ごとの募集人員の明記
- ・ カリキュラム実効性とディプロマポリシーとの整合性
⇒ 不開講科目が多い、開設科目とDPや学位との整合性
- ・ 学生相談室の運用

◆ 平成29年度評価結果

「改善を要する点」の主な内容

● 基準3について

- 教育情報または教職課程の教員養成に関する情報の公表
- 理事会の運営⇒理事長への委任事項、常務理事会との関係 など
- 学長のガバナンス⇒教授会が意見を述べる事項の定め、学生の退学、停学及び訓告の手続きの定め など
- 監事、評議員の選任及び役割等
- 財務運営上のバランス

● 基準4について

- 評価の誠実性 など

◆ 認証評価制度のこれまでの流れ

認証評価（機関別認証評価の周期）

○ 第1期 2004年～2010年（認証評価による質保証）

- 法令等のチェック中心
- 我が国の高等教育の将来像（答申）・・・2005年

○ 第2期 2011年～2017年（自己点検評価の有効性）

- 学士課程教育の構築へ向けて（答申）・・・2008年
三つのポリシー（ディプロマ、カリキュラム、アドミッション）と
学修成果
- 中長期的な大学教育の在り方に関する第2次報告・・・2009年
内部質保証（各大学の自己点検・評価の結果が教育の
質の向上に活用される仕組み）

※保証されるべき質とは、学生の学びの内容と水準

○ 第3期 2018年～2024年（内部質保証の機能性）

認証評価制度の改善に関わる省令
（いわゆる細目省令）改正

◆ 認証評価制度の方向性

- 認証評価制度の改善に関わる省令(いわゆる細目省令)改正
→ 平成30年4月1日施行

1. 大学基準において定める評価事項関連

大学評価基準に以下の内容を追加すること

- ・ 三つのポリシー（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針
- ・ 内部質保証（教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み）

重点評価項目を設定すること

- ・ 大学評価基準の項目のうち、内部質保証については、重点的に認証評価を行うこと

設置計画履行状況等調査との連携を図ること

- ・ ACにおいて「是正意見」「改善意見」が付された大学に対する評価では、当該意見に対して講じた措置を把握すること

◆ 認証評価制度の方向性

2. 評価の質の向上

認証評価機関の自己点検・評価の義務化

→ ・ 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すること

評価機関におけるフォローアップ

→ ・ 認証評価機関は、評価の結果、改善が必要とされる事項を指摘した事項について、大学からの求めに応じて再度評価を行うよう努めること

認証評価における社会との関係強化

→ ・ 認証評価機関は、その評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取が含まれること

◆ 当機構の自己点検・評価の実施

1. 全職員参加型の自己点検・評価の実施（平成28年度実施）

当機構の自己点検・評価 13基準

基準 1 目的

基準 2 機関別認証評価

基準 3 分野別認証評価

基準 4 調査・研究

基準 5 国際性

基準 6 広報

基準 7 会員

基準 8 関係機関等

基準 9 管理運営

基準10 財務

基準11 施設・設備

基準12 事務局

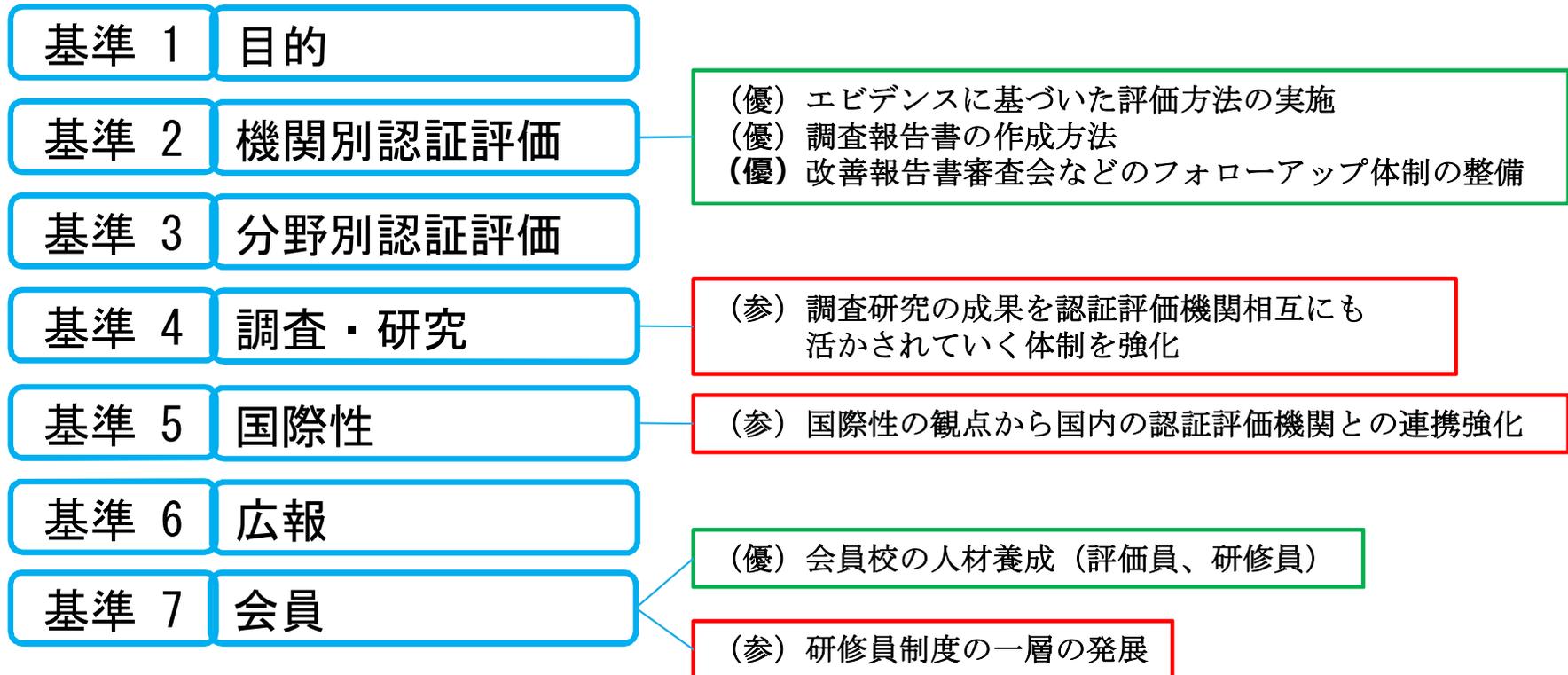
基準13 自己点検・評価

※各基準であがった改善・向上方策は、各部署にて対応

◆ 当機構の自己点検・評価の実施

2. 6名の外部評価員による外部評価（平成29年度実施）

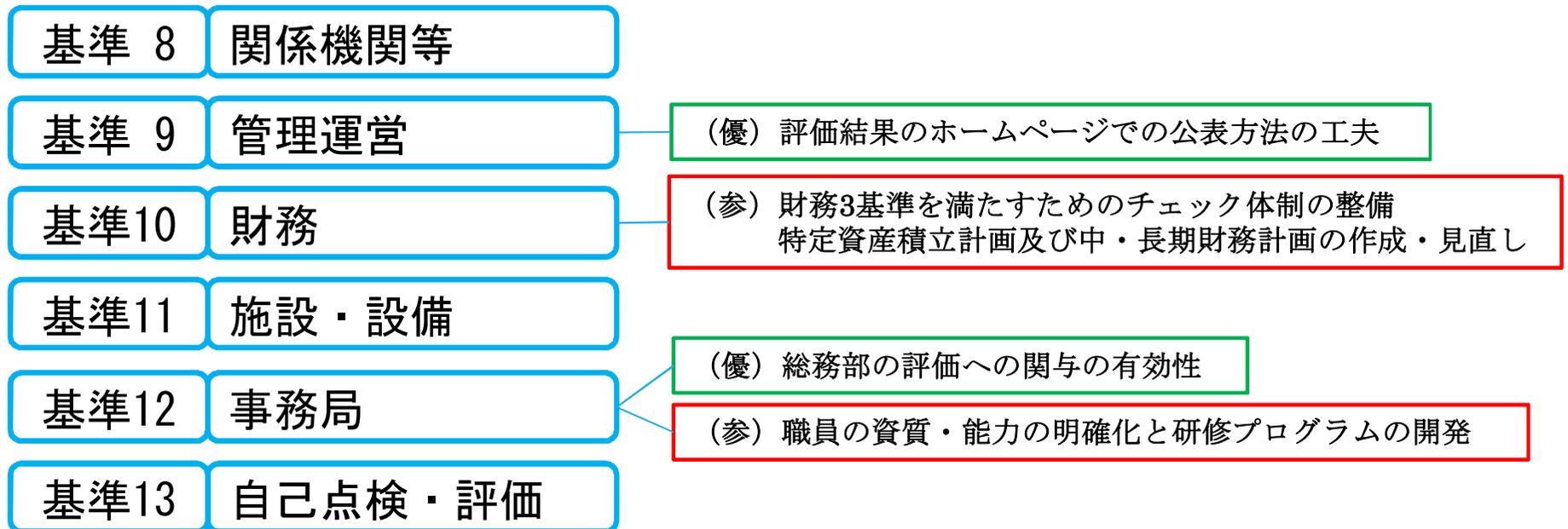
当機構の自己点検・評価 13基準ごとの評価結果
(優れた点) 6つ、(改善を要する点) 0 (参考意見) 5つ



◆ 当機構の自己点検・評価の実施

2. 6名の外部評価員による外部評価（平成29年実施）（つづき）

当機構の自己点検・評価 13基準



◆ 第3期（2018年～）の認証評価システム

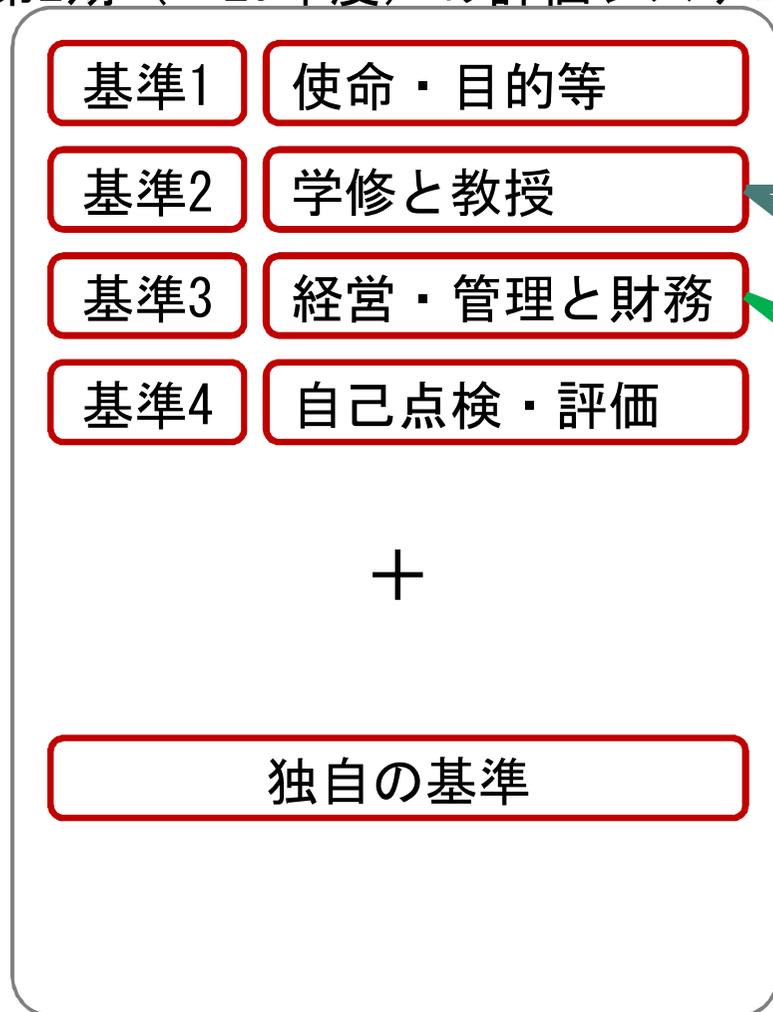
システム変更の7つのポイント

1. 内部質保証機能を重視
2. 特色の明確化
3. 他の質保証制度との連携
4. 評価の効率化
5. 大学の優れた取組みの積極的公表
6. 評価結果の記載方法の工夫
7. フォローアップシステムの充実

◆ 評価基準等

1. 内部質保証機能を重視

第2期（～29年度）の評価システム



基準項目:22 評価の視点:51

第3期（30年度～）の評価システム



基準項目:23 評価の視点:56

◆ 評価基準等

基準1. 使命・目的等

基準項目

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定
- 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

基準2. 学生

基準項目

- 2-1. 学生の受入れ
- 2-2. 学修支援
- 2-3. キャリア支援
- 2-4. 学生サービス
- 2-5. 学修環境の整備
- 2-6. 学生の意見・要望への対応

◆ 評価基準等

基準3. 教育課程

基準項目

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-2. 教育課程及び教授方法

3-3. 学修成果の点検・評価

基準4. 教員・職員

基準項目

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-3. 職員の研修

4-4. 研究支援

◆ 評価基準等

基準5. 経営・管理と財務

基準項目

5-1. 経営の規律と誠実性

5-2. 理事会の機能

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-4. 財務基盤と収支

5-5. 会計

基準6. 内部質保証

基準項目

6-1. 内部質保証の組織体制

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-3. 内部質保証の機能性

◆ 日本高等教育評価機構の対応

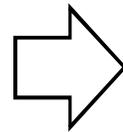
2. 特色の明確化

独自基準：六つの「基準」のほかに、個性・特色として重視している領域

特記事項：特筆したい特色ある教育研究活動や事業等

第2期の評価システム

独自の基準



第3期の評価システム

独自の基準

+

特記事項

◆ 日本高等教育評価機構の対応

3. 他の質保証制度との連携

- 設置計画履行状況等調査を踏まえた評価

エビデンス集（資料編）

【資料F-14】 設置計画履行状況等調査結果への対応状況

直近のもので、「改善意見」「是正意見」「警告」の各指摘に対する改善状況が分かる資料。指摘がない場合は「該当なし」、過去に同調査を受けたことがない場合は、その旨を記載

- 過去の認証評価結果を踏まえた評価

エビデンス集（資料編）

【資料F-15】 認証評価で指摘された事項への対応状況

直近のもので、改善報告が求められた指摘に対する改善状況が分かる資料を提出。今回が初めての認証評価である場合や指摘がない場合は「該当なし」と記載

◆ 日本高等教育評価機構の対応

4. 評価の効率化

- 法令遵守状況一覧のチェックリスト化
遵守状況を「○」「×」、状況説明を簡潔に文章で記載
- 認証評価機関で共通の基礎データ様式の活用
認証評価機関連絡協議会・・・大学改革支援・学位授与機構、大学基準協会など、13機関が参加
- 提出資料のデジタル化
紙媒体→PDFに変更
 - エビデンス集（データ編）
 - シラバス など

◆ 日本高等教育評価機構の対応

5. 大学の優れた取組みの積極的公表

- 優れた点の基本的な考え方の見直し
— 優れた点を多く取り上げ積極的に公表する方向で

新	旧
<p>使命・目的及び質保証などに照らして、「優れている」と判断した事項です。 全て公表されます。</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 質の保証及び向上に寄与する取組み◆ 個性・特色があり一定の成果を挙げている取組み◆ 先進的で一定の成果を挙げている取組み◆ 十分に成果を挙げている取組み◆ 十分に整備され、機能している取組み◆ 他大学の模範となるような取組み	<p>大学のみに通ずる事項と公表する事項があります。</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 使命・目的などに照らして、「優れている」と判断した事項◆ 他大学の模範となるような先進的な取組みであり、かつ十分に成果を上げている場合

◆ 日本高等教育評価機構の対応

6. 評価結果の記載方法の工夫

- 評価報告書の総評を変更
(総評を読めば評価の内容がわかるように工夫)

Ⅱ 総評

「基準1. 使命・目的等」について
建学の精神にある社会人また・・・

○・・・対応していることは高く評価できる。

「基準2. 学生」について

入学者の受入れ方針は明確化され・・・。

○・・・教育につなげている点は評価できる。

・
・

「基準6. 内部質保証」について
自己点検・評価は、・・・。

各基準項目の
「優れた点」を
コピーして記載

◆ 日本高等教育評価機構の対応

7. フォローアップシステムの充実

- 改善報告書等の提出及び審査方法の簡略化

提出方法の簡略化→電子データ

審査結果「改善が認められた」

「改善傾向にあるが、今後の成果が望まれる」

「改善が認められない」

結果のほかに、「所見」を付す場合もある

- 受審した大学から講評や相談等への対応（随時）
- 再評価の実施方法の見直し（検討中）

◆ 高等教育の動向と今後の方向性

● 専門職大学・専門職短期大学の制度化⇒平成31年4月1日施行

1. 目的

深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践かつ応用的な能力を育成・展開する

2. 学位

「〇〇学士（専門職）」 「〇〇短期大学士（専門職）」

3. 教育課程

- 4年制を2年又は3年の前期、1年又は2年の後期で区分できる
- 産業界との連携（教育課程連携協議会の必置）
- 実習科目は必修（20単位または40単位）
→実習科目中に企業等での「臨地実務実習」を含む（半数以上）
- 他の教育機関との連携（入学前の既修単位の認定）
- 一授業のクラスサイズ40人以下が原則

◆ 高等教育の動向と今後の方向性

● 専門職大学・専門職短期大学の制度化⇒平成31年4月1日施行

4. 教員

4割以上実務家教員

→半分以上は研究能力を有する者

→半分以内は「みなし専任教員」（6単位以上、責任あり）

5. 認証評価

機関別認証評価を受けるとともに専門分野別認証評価の義務化

6. 平成29年度申請学校数

専門職大学13校、専門職短期大学3校

◆ 高等教育の動向と今後の方向性

● 大学・短期大学の専門職学科の制度化⇒平成31年4月1日施行

1. 目的

深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践かつ応用的な能力を育成・展開する

2. 学位

「学士（〇〇専門職）」 「短期大学士（〇〇専門職）」

3. 教育課程

- ~~4年制を2年又は3年の前期、1年又は2年の後期で区分できる~~
- 産業界との連携（教育課程連携協議会の必置）
- 実習科目は必修（20単位または40単位）
→実習科目中に企業等での「臨地実務実習」を含む（半数以上）
- 他の教育機関との連携（入学前の既修単位の認定）
- 一授業のクラスサイズ40人以下が原則

◆ 高等教育の動向と今後の方向性

● 大学・短期大学の専門職学科の制度化⇒平成31年4月1日施行

4. 教員

- 小規模を想定した基準を新設
- おおむね4割以上実務家教員
 - 半分以上は研究能力を有する者
 - 半分以上は「みなし専任教員」でも可
(条件：6単位以上の科目担当、責任あり)

5. 認証評価

- 機関別認証評価のみ義務化
- 教育課程連携協議会、進路に関すること等の評価を加える

6. 平成29年度申請学校数

1 大学 1 専門職学科

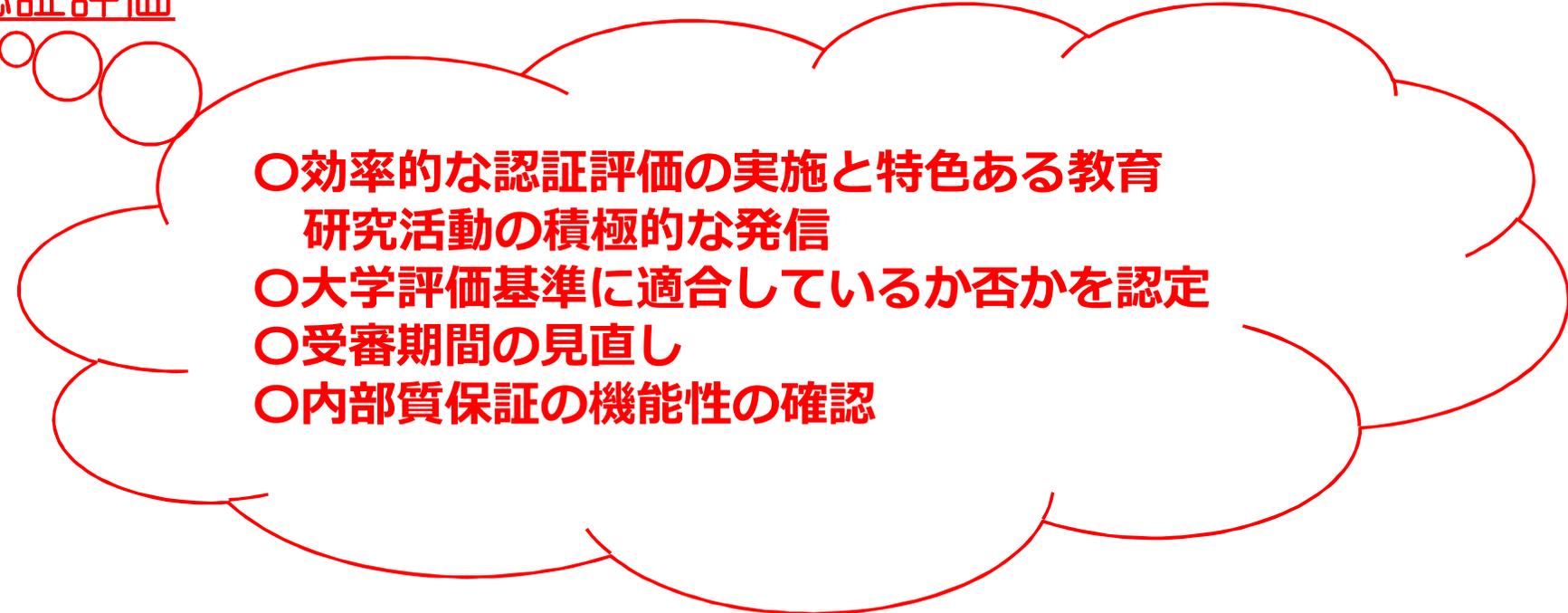
◆ 高等教育の動向と今後の方向性

今後の高等教育の将来像の提示に向けた（中間まとめ）

2018. 6. 28 中央教育審議会大学分科会将来構想部会

● 教育の質の保証と情報公表

- 教学マネジメントの指針の作成
- 学修成果・教育成果の可視化に関する情報公表
- 大学教育の質にかかる情報公表
- 認証評価

- 
- 効率的な認証評価の実施と特色ある教育
研究活動の積極的な発信
 - 大学評価基準に適合しているか否かを認定
 - 受審期間の見直し
 - 内部質保証の機能性の確認

ご清聴ありがとうございました。